

イングリッシュキャンプ運営業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「イングリッシュキャンプ運営業務委託」に係る最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、提案能力、費用対効果、実績等の総合的視点からプロポーザル（事業提案）方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 イングリッシュキャンプ運営業務委託
- (2) 履行期間 契約確定日の翌日から令和8年3月31日
※ 単年度契約であるが、業務を良好な成績で履行したと認められたときは、2回を限度として、引き続き1年単位で契約を更新する。（初年度を含めて3年間。ただし状況の変化等により契約内容に大きな変更が生じうる場合は、更新できない場合もある。）
- (3) 業務内容 仕様書（別紙1）による。
- (4) 履行場所 練馬区立軽井沢少年自然の家、武石少年自然の家および岩井少年自然の家
- (5) 概算経費 52,704,960円（税込）
概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。
※本件経費については、予算審議前のため、額が変動する可能性がある。また、令和7年第一回練馬区議会定例会において、令和7年度予算が成立し、配当された時に効力を生じるものとする。

3 参加資格

参加資格はつぎの各号による。

- (1) 基本的事項
 - ① 学校教育に深い理解を有し、校外学習事業の運営に協力的であること。
 - ② 原則として東京電子自治体共同運営電子調達により、練馬区を対象自治体として参加資格登録を行っていること。未登録の事業者については、別途、現年度の法人納税証明書の提出が必要となる。
 - ③ 東京都内に本社または支社、営業所を有すること。
- (2) 実績
法人として、宿泊を伴うイングリッシュキャンプ運営またはこれに類似する業務実績があること。
なお、法人としての受託実績がない場合は、常時勤務する従事者のうち運営責任者を含む複数名が宿泊を伴うイングリッシュキャンプの実務経験を有すること。

※ 実務経験とは、3年以上の実務経験があることをいう。ただし、運営責任者1名は5年以上の実務経験を有すること。

4 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

5 選定方法

5-1 日程

項 目	日 時
プロポーザル参加受付期間	令和6年12月1日～令和7年1月8日 午後5時
質問受付期間	令和6年12月1日～令和6年12月16日 午後5時
質問回答日	令和6年12月25日
審査（書類・プレゼンテーション・ヒアリング）	一次審査：令和7年1月15日 二次審査：令和7年1月21日
審査結果通知	平成7年1月下旬

5-2 応募方法

参加を希望する場合は、5-4「提出書類」を参加受付期間内に下記担当まで提出すること。

5-3 質問回答

募集に関する質問は質問票（様式1）に内容を簡潔に記入の上、下記担当まで電子メールで提出すること。

(1) 質問期限

令和6年12月16日午後5時

(2) 担当

練馬区教育委員会事務局教育振興部保健給食課少年自然の家係

e-mail GAKKOSHOMU13@city.nerima.tokyo.jp

(3) 質問への回答

令和6年12月25日までに、質問者名を伏したうえで、ホームページで回答する。

5-4 提案書等の提出

参加を希望する者は、提案書等の作成にあたり、以下の内容で提出すること。

(1) 提出書類・提出部数

提出書類	提出部数
①企画提案書	10部
②本業務の人員体制	10部
③受託実績申告書（様式2）	10部
④会社組織図	10部
⑤見積書	10部
⑥会社概要	1部
⑦直近2か年の決算に係る財務諸表	1部
⑧東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む）	1部
⑨登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類 ※該当する者のみ	1部

※①～⑤については電子データ（CD-R）もあわせて提出すること。

(2) 作成方法

上記（1）①～⑤はすべてA4判縦の用紙に横書き・両面で作成し、上記(1)の順に、ページ番号を頁下中央に記載すること。

なお、ビニール表紙、フラットファイル、バインダー等で製本を行い、提出すること。

※ 上記以外の書類を提出した場合は、審査対象としない。

※ 様式はホームページからダウンロードできる。（必ず今回のものを使用すること。）

※ 写真、図の挿入も可。

(3) 企画提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の企画提案書の差し替えおよび再提出は認めない。

(4) 追加資料の提出

区が必要と認めた場合は、追加資料の提出を依頼することがある。

(5) 提出期限 令和7年1月8日午後5時（必着）

(6) 提出先

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎11階

練馬区教育委員会事務局教育振興部保健給食課少年自然の家係まで、直接持参すること。

※ 理由の如何に係わらず、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

※ 提出期限以降における提出書類の差し替えおよび再提出は認めない。

※ 郵送、電子メール、FAXでの提出は認めない。

6 審査方法

一次審査（書類審査）と二次審査（書類審査とプレゼンテーションによる対面審査の総合評価）の二段階評価を実施する。

(1) 一次審査

提出書類に基づき審査を行い、合計点の高い順に3位までの者を二次審査の対象者とする。一次審査の審査結果は令和7年1月17日までに書面により通知する。

(2) 二次審査

二次審査の対象となった者について、令和7年1月21日に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行う。区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査において評価上位の1者を受託候補者とする。

選考時間は1事業者あたり30分程度、事業者による提案書説明（プレゼンテーション15分程度）および審査員による質疑（ヒアリング15分程度）を行う。説明は仕様書6(3)に記載の運営責任者となる者が行うこととし、2名以内とする。

(3) 審査結果

選定委員会において、提案書その他提出書類、プレゼンテーション・ヒアリングの内容、見積等の総合的な評価により受託候補者を決定する。受託候補者の決定は、令和7年1月下旬に予定している。

7 評価項目・評価基準

評価項目・評価基準については下表のとおり。

(1) 一次（書類）審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・売上持続性 ・安全性 ・効率性 ・健全性 ・生産性 ・収益性

業務実績	・官公庁との契約実績
実施体制	・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制 ・スケジュールの妥当性
提案内容	・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・区内に本店を有する
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	・売上持続性 ・安全性 ・効率性 ・健全性 ・生産性 ・収益性
業務実績	・官公庁との契約実績
実施体制	・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制 ・スケジュールの妥当性
受託への意欲・熱意	・具体的で独創的な提案の有無
提案内容	・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
担当者評価	・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	・説明、受け答えの的確性、説得力

見積価格	・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・区内に本店を有する
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

8 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者として選定することができる。

9 応募書類・審査に関する情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取扱うものとする。なお、審査内容、選定理由についての個別の問い合わせには回答できない。

10 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

【問合せ・提出先】

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎11階
練馬区教育委員会事務局 教育振興部保健給食課少年自然の家係 担当 鎌田

電 話 03-5984-2441

e-mail GAKKOSHOMU13@city.nerima.tokyo.jp